令和7年第1回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和7年1月30日(木) 午後4時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

第1回座間市農業委員会定例総会議事録

令和7年1月30日、第1回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	Ш		保	8	小	泉		聡
2	草	薙	初	夫	9	鈴	野	伸	吾
3	若	菜	成	之	10	吉	JII	浩	正
4	曽	根	将	彦	11	市	Ш	芳	明

12 山 村 優 子

会議を欠席した委員

7 吉 川 充

5 池 上 元 徳 6 吉 川 稔 恒

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曽根 覚、池上 光昭、野島喜代史

書記は次のとおり

1 事務局長 田川 敦子

2 事務局次長 曽根 和士

3 庶務係長 河野 誠

4 主事補 関口 裕介

議事日程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第2号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

6 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

8 議案第4号 農用地利用集積計画について

その他

午後4時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和7年第1回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願 います。

なお、5番池上元徳委員、6吉川稔恒委員から欠席の届けが出ておりますので報告 いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1番森川保委員、7番吉川充委員 の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和6年12月25日(水)から令和7年1月29日(水)までの概要でございます。

先月、12月25日(水)、この場所におきまして、令和6年第12回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、1件、2筆の農地転用、農地法第5条、2件、6筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては3議案ございました。

農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1件、1筆、新規の農用地利用集積計画について、貸手が8人、借人が8人、筆数が20筆、更新分が、貸手が20人、借人が11人、筆数が42筆、域計画策定に係る意見聴取についての以上3議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、12月27日(金)に年末あいさつのため、会長、職務代理及び両部会長が、1月6日(月)に新年あいさつのため、会長と職務代理が市長を訪問しております。

1月23日(木)には、農地部会を開催し、本日の議案に対し、現地確認と事前協議 を行いました。 なお、部会長は互選により市川委員となりました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計8件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事 務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年1月30日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年1月30日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、田が2筆、畑が2筆、地積合計、687.58㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が2筆、畑が13筆、地積合計、1,845.91㎡。

合計としまして、田が4筆、地積、931㎡、畑が15筆、地積、1,602.49㎡、地積合計、2,533.49㎡で、届出件数が11件でございます。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について を議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年1月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元資料の3ページをご覧ください。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税 務署に提出する、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

まず、申請人ですが、座間市新田宿にお住まいの、 さん。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年2月1日から令和7年1月30日。

特例適用農地につきましては、番号1、新田宿字中島 、地目、田、地積、99 1㎡。番号2、新田宿字中島 、地目、田、地積、991㎡でございます。

場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。

新田宿にございます特別養護老人ホーム第二座間苑の北側に位置する市街化調整区域の田、2筆です。

農地の状況といたしましては、お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況 写真を用意しておりますので、それぞれご確認をよろしくお願いいたします。

さんは、平成18年の相続により、調整区域2筆の農地について納税猶予の適用 を受けられ、今回、6回目の引き続きの証明となります。

農業経営といたしましては、主に さんご本人と奥さんが中心となり農業経営を されており、約8 反ほどの農地で耕作をされております。

農機具は、トラクター、田植機、耕耘機等を所有しており、農地を管理されております。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理

由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 先ほど、事務局長より、部会長は吉川さんから市川に変更というお話がありました けれども、23日の農地部会の席上で、皆さんから認められまして部会長を仰せつかる ことになりましたので、約1年半よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、1月23日に現地調査を事務局と一緒に行いました。現地は、水稲の作付がなされた跡が確認できますので、引き続き農業経営を行っていることの確認ができますので、問題ないということで、農地部会としては意見がまとまっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第1号の地区担当委員は若菜成之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

若 菜 委 員 お答えします。この土地なのですが、去年12月でしたか、2人で丁寧に耕作されいました。二番穂まで刈払で刈ってられたので私もよく覚えているのですが、すごく丁寧に使っておられる土地です。問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 挙手全員。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを 議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年1月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の5ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿 の3にお住まいの、 さんからの申請でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年2月1日から令和7年1月30日ま で。

特例適用農地につきましては、番号1、新田宿字中屋敷 、地目、田、地積、737㎡でございます。

場所につきましては、6ページの案内図をご覧ください。

特別養護老人ホーム座間苑の北西になります。市街化調整区域内の田、1筆です。 現況は写真でご確認をよろしくお願いいたします。

さんは今回で3回目の申請でございます。

農業経営といたしましては、合計 7 反ほどの農地で、水稲作や露地野菜を作付し、 農地を管理されており、農機具は、トラクター、田植機などを所有し、農業されている方でございます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 第2号議案、概要は今、事務局が説明したとおりであります。1月23日に、これも 現地調査を部会員で行いました。宅地続きの水田です。市街化調整区域でもあります が、水稲の作付がされた跡が確認できましたので、農業経営を行っていると認められ るので問題ないということで意見はまとまりました。

よろしくお願いいたします。

議 長 議案第2号の地区担当委員は若菜成之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

若 菜 委 員 今、部会長が言われたとおりでございます。1番の右側が申請人の元屋敷です。元

屋敷の続きで田がありますのできれいに管理されています。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを 議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年1月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の7ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷西二丁目 にお住まいの、 さんからの申請になります。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年2月1日から令和7年1月30日まで。

特例適用農地につきましては、番号1から番号11までの11筆で、地目、田、地積合計、5,438㎡でございます。

案内図といたしましては、資料の8ページから10ページまでとなります。

全て調整区域内の農地で、座架依橋の南側に位置する新田宿の田と、入谷の田、畑、 合計すると11筆となります。

現況写真と併せてご確認をよろしくお願いいたします。

さんですが、平成18年の相続により相続税の納税猶予を受けられており、6回

目の申請となります。

対象農地の大部分が田になりますが、毎年、田につきまして水稲作を、畑につきま しては露地野菜を作付されております。

農業経営といたしましては、 さんご本人と奥さんで営んでおり、農機具は、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン等を所有され、耕作をされております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川芳明農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 第3号議案、概要は今、事務局が説明したとおりであります。これも1月23日に部 会員で現地調査をいたしました。1番から10番と非常に筆が多いのですが、水稲の作 付跡が確認できまして、問題ないということであります。

また、11番につきましては、地目は田なのですが、現況は畑で、野菜が作付された 跡がありまして、これも問題ないということで、承認ということで部会としては意見 がまとまっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号の地区担当委員は森川保委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

森川委員 今、市川部会長から報告がございましたとおり、申請の11筆のうち10筆が田、それと、11番が、地目は田でございますが畑をしておりました。1月27日に現地の確認をしてまいりまして、特に問題ないということでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質 疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、

は当事者でございます。農業委

員会等に関する法律第 31 条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しば らくの間、退席をお願いいたします。

(退室)

議 長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和7年1月30日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件の農用地利用集積計画は、新規分及び更新分の2種類がございます。

まず、新規分ですが、資料11ページをご覧ください。

対象農地は、通番1から通番4までの畑、合計4筆でございます。

貸手の氏名、住所、所在地、利用権の種類、借人の氏名、住所、始期、終期、期間 につきましては、資料のとおりとなります。

場所については、資料12及び13ページの案内図をご覧ください。

四ツ谷配水管理所の南側の畑、2筆と、新田宿グラウンドの南側に位置する畑、2 筆となります。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものです。

まず、 さんですが、認定農業者で、現在70歳、2町歩余りの農地で、水稲や小麦、大豆などを栽培し農業経営をされている方です。

次に、 さんについてですが、同じく認定農業者で、現在71歳、施設園芸農業や水稲、露地野菜を栽培し、農業経営をされている方です。

次に、更新分の農用地利用集積計画ですが、別にお配りした議案第4号追加資料の ご確認をお願いいたします。

毎年この時期は、農地の貸し借りの期間が到来したものについて、継続更新の手続 が必要となります。事務局から双方当事者へ、継続の意向確認の連絡を行いまして、 追加資料のとおり、継続の申出がありました。

内容につきましては、資料記載のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

議案の内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第4号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明が ございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第4号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を 求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、の入室を記

の入室を許可します。事務局で案内を

お願いします。

(入室)

議 長 にお伝えいたします。ただいま、議案第4号、

農用地利用集積計画についてにつきましては、全員の賛成で承認しましたので、申し 伝えます。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

・荒廃農地について

議 長 ほかに何かありますか。

市川委員 確認したいのですが、座間2丁目の何番になるのか、下から15番目ぐらいにあるのですが、これは1筆だと思うのですが、1と2になっていて、どう見ても2筆になっ

ていないので確認しておいてもらいたいのですが。

事 務 局 ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた部分につきましては、送付前に再 度現地と地番の確認などを行い次第、問題がなければ送付を行わせていただこうかと 思います。

市川委員 その続きを2枚作っているのですが、木が大木になってしまって、大変迷惑をしているところなのです。農道があるのですが、農道まで草が生い茂ってしまい車が通るのに不便を来すような土地なので、ぜひとも解消するようによろしくお願いします。

事 務 局 ありがとうございます。こちらも早急な是正通知の送付に努めさせていただきます ので、結果につきましては、後の総会にてご報告をさせていただこうかと思います。 以上です。

若菜委員 この氏名なのですが、亡くなっている方が載っているのです。こういうのはどうなのですか。そのまま出したらまずいと思います。

事 務 局 こちらにつきましては、把握している限りでは、こちらで台帳の確認を行わせていただいている次第ではあるのですが、現状、最新の状態で亡くなられている方などにつきましては更新ができていない状態でございました。

こちらにつきましては、例えば、送付を行った際に宛所が分からず返戻があった際には、こちらで早急に調べ対応させていただこうかと思うのですが、もし委員の皆様で、こちらの内容に誤りであるとか、亡くなられている方がいましたら、ご意見などいただければ、こちらで訂正をさせていただければと思います。

若菜委員 亡くなっていても、相続が終わらないと名義は変わらないです。

事 務 局 そうです。こちらに載せている情報は、登記簿謄本により確認を取った情報になりますので、相続登記をされていない方が、おっしゃるとおり亡くなられている方がいると思います。

若菜委員 その辺は確認ができる限り確認をして対応するようにしてください。

事 務 局 はい。可能な限り確認をさせてもらい、送付の準備を事務局で進めます。よろしく お願いします。

議 長 ほかにいいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年第1回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後4時59分閉会

DI.	上の顛末を	ここに記載し	相違かい	アレを証する	ために署名します。
ν_{Λ}	v / // // C		ノ 、 1日 J平 /よ V :		

議	長		
1	番		
7	番		